

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2016-8

ハイライト：

地理的表示団体・証明標章登録出願の予備審査面談制度の実施	1
サムスン、中国でファーウェイを特許侵害で逆提訴	2
立体音響の具現技術の特許出願が活気	3
サムスン、スマートフォン用人工筋肉の特許出願	4
ETRI、転送遅延を減らした5G技術の試演に成功	5
「カローミン錠」、特許侵害訴訟で敗訴	6



特許制度

地理的表示団体・証明標章登録出願の予備審査面談制度の実施

特許庁は、地理的表示団体・証明標章登録出願（以下「地理的表示出願」という）に対して拒絶理由を通知する前に、審査官が出願人との面談を通じて拒絶理由と補正の方向について案内し、出願人が自発補正を通じて予め拒絶理由を解消することで、地理的表示に関する出願が迅速に登録されるようにする予備審査面談制度を7月4日から施行する。

予備審査面談の申請は、地理的表示出願の出願人または代理人が行うことができ、地理的表示出

願のうち、優先審査決定を受けた出願について申請することができる。

出願人は、特許庁のホームページ「審査官/審判官との面談コーナー」を通じて優先審査決定書の発送日から10日以内に予備審査面談を申請ことができ、申請コーナーに3つの面談希望日時を記載して申請すると、優先審査決定書の発送日から15日以内に予備審査面談の可否が通知される。

予備審査面談で論議可能な内容は、正確な審査と早期権利化に役立つ全ての事項となり、審査官は出願に対する事前検討の結果の審査意見および拒絶事由を説明し、出願人は商標および提出書類の内容に関する説明等を行うことができる。

予備審査面談の後、出願人は予備審査面談の内容を参考にして、補正書を優先審査決定書の発送日から35日以内に提出することができ、審査官は出願人の補正書提出の有無に関係なく、優先審査

決定書の発送日から45日以内に一次審査結果を通知する。

特許庁商標デザイン審査局のチェ・キュワン局長は、「予備審査面談を通じて、出願人は拒絶理由および補正方向について審査官と予め協議することによって、地理的表示団体・証明標章登録出願等の登録決定の可能性を高め、早期の権利化を図ることができ、審査官は出願人から出願内容に関する説明を直接聞くことができるため、正確な審査が可能になる」と述べた。



特許法院2016. 7. 8. 宣告2016HE0229判決

[拒絶決定(特)]

【判示要旨】

「銀(Ag)イオン成分が含まれた銀水を用いてキムチを製造する方法」に関する出願発明が、公衆の衛生を害する恐れがある発明に該当し、特許を受けることができないとした事例

【判示内容】

出願発明は、次のような理由で特許法第32条で定めた公衆の衛生を害する恐れがある発明に該当し、特許を受けることができない。

-銀(Ag)は、食品、飲用水等を通じて人体に露出され得る汚染物質であって、意図的に長期間摂取する場合、銀沈着症(argyria)のような皮膚変色症、免疫機能の異常、神経組織の病変等有害な影響が発生することが知られており、食品原料として使用することができない。

-また、キムチは、全国民がほぼ毎日摂取する主要食品であって、安定性に疑問が提起される成分が含まれてはならないが、安定性に対する疑問を解消するだけの資料が提出されていない。

【参照条文】

特許法第32条

特許法院2016. 6. 30. 宣告2015HE04804判決

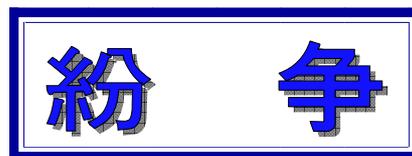
[権利範囲確認(特)]

【判示要旨】

明細書の記載と出願当時の公知技術等を総合すると、構成要素4、6に関する本事件第1項の発明に特有の解決手段が基礎としている技術思想の中核は、本体の蓋から分離可能に結合される内釜の蓋が本体の蓋から分離されたとき、係止枠と内釜が係止結合する「係止位置」への係止枠の回転を阻止し、圧力調理器が作動しないようにすることにある。一方、係止位置で内釜の蓋が本体の蓋から分離されている場合にも、調理器の作動は可能であるので、内釜の蓋が本体の蓋から分離されたとき、係止位置から係止解除位置に係止枠の回転が阻止されるとしても、これは、圧力調理器が作動しないようにする構成要素4、6に関する本事件第1項の発明の技術思想の中核とは関係ない。

しかし、確認対象発明も、飛散防止板が圧力蓋から分離可能に結合され、飛散防止板が圧力蓋から分離されたときには、「係止位置」への係止枠の回転が阻止され、調理器が作動しないようにする。

従って、確認対象発明は、上記のような構成の変更にもかかわらず、課題の解決手段が基礎としている技術思想の中核が本事件第1項の発明と差がないので、本事件第1項の発明と確認対象発明は、構成要素4、6に関して解決原理が同一である。



サムスン、中国でファーウェイを特許侵害で逆提訴

サムスン電子がファーウェイに対して逆提訴した。5月にファーウェイがサムスン電子を相手に訴訟を提起したことに対する対応である。

サムスン電子は、中国北京の知的財産権裁判所にファーウェイとファーウェイの製品を販売する亨

通達百貨有限公司を相手に6件の特許侵害訴訟を提起したことを明らかにした。また、特許を侵害したファーウェイのスマートフォンに対する生産及び販売差止を要請する一方、1億6,100万元の賠償も請求した。対象製品は、Huawei Mate 8、Honorシリーズ等のスマートフォンや、タブレットPC等が含まれている。サムスン電子は、ファーウェイの本社がある中国深センと西安でも同じ訴訟を提起したことが知られている。

同社は、ファーウェイがモバイル通信システムで基地局間の干渉を減らすための制御情報の送受信方法及び装置、運動イメージデータを記録する方法やデジタルカメラ等6件の特許を侵害したと見ている。

サムスン電子は、「他社の特許を尊重しており、法的紛争よりは交渉を通じた解決方法を望む」としながらも、「無理且つ非合理的な特許訴訟で当社のこのような努力を阻害する行為に対しては、それに相応する対応をしてきた」と述べた。今回の訴訟がファーウェイの訴訟に対応するレベルであるという趣旨である。

サムスン電子は米国と中国でファーウェイに提訴されたが、まず中国で逆訴訟を提起したのは、ファーウェイの特許侵害事実を十分に立証することができるという自信があるためであると分析される。ある業界の関係者は、「中国の裁判所は中国企業であるファーウェイに有利な決定をする確率が高い」としながらも、「サムスン電子が中国でまず訴訟を提起したのは、それだけファーウェイの特許侵害を立証する自信があるということである」と述べた。サムスン電子は、中国訴訟の進行状況を注視しながら、米国でも訴訟を提起するか否かを決定する計画である。

ファーウェイは、サムスン電子以外に他のグローバルIT企業とも特許紛争を繰り広げている。通信装備メーカーノキアは、米国のテキサス州地方裁判所にファーウェイがLTEに関する特許3件を侵害したとして訴訟を提起した。ノキアは、特許使用権契約の満了以降、ファーウェイが更新せずに無断で特許を使用していると主張している。

今回の訴訟は、ファーウェイが米国の移動通信会社であるTモバイルを相手にLTEに関する4件の特許

を侵害したとして訴訟を提起したことが発端であると分析している。訴訟対象のうち、Tモバイルが使用しているノキアの装備が含まれていたが、ノキアがこれを除くように要請したにもかかわらず、ファーウェイがこれを受け入れなかったため、逆対応したとのことである。

出願動向

立体音響の具現技術の特許出願が活気

ステレオシステム基盤の立体音響具現のための技術開発が活気を帯びると共に、特許出願も増えている。

特許庁によると、最近3年間で立体音響技術に関する特許出願は2013年の342件から2014年は329件、2015年は382件となり、毎年増加し続ける傾向を見せている。

出願技術は、二つのスピーカ（2チャンネル）で出力するステレオシステム技術（393件）、更なるスピーカ（マルチチャンネル）が必要なサラウンドシステム技術（243件）、二つの技術を含む共通技術（417件）等に分けられる。

これは、事実上立体音響の標準規格である5.1チャンネルのオーディオが大衆化した以降も、2チャンネルのオーディオを活用して立体音響を具現しようとする研究開発が活発に行われているということを示す結果であるというのが特許庁の説明である。

主要出願人としては、サムスンが168件と最も多く、ドイツのフラウンホーファー研究所（116件）、米国のクアルコム（88件）、米国のドルビー（63件）、韓国電子通信研究院（59件）等がその後が続いている。国内大学（58件）と中小企業（40件）を合わせると、内国人の出願比率が60%に至っている。

ソフトウェア的に仮想の音源を出力する2チャンネル方式は、一般人が安価で簡単に楽しむことがで

き、対話型放送コンテンツ、仮想現実、拡張現実、ゲーム、医療産業等にさらに好適であり、音が聞き取りにくい人を対象として個人別オーダーメイド型立体音響を提供することができる。

また、スピーカを通じて実質の音源を出力するマルチチャンネル方式は、多くのスピーカが必要であるため、費用が高く、熟練の専門家を設けなければならないという理由で、映画館やスタジアム、オーディオマニアを中心に普及されている。

特許庁電子部品審査チームのマ・チョンユンチーム長は、「立体音響具現技術は、3次元の実空間で感じる音源の方向感と距離感をスピーカを通じてそのまま再現するための方向に発展している」とし、「多様な分野で活用性が高いため、関連技術はさらに発展するであろう」と述べた。

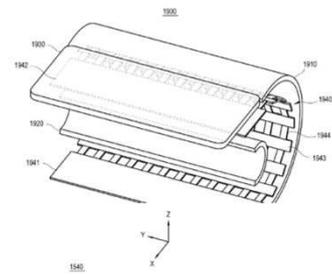
電子・半導体

サムスン、スマートフォン用人工筋肉の特許出願

サムスン電子がどちらの方向からでも形態を変形することができるフレキシブルスマートフォン用人工筋肉に関する特許を出願した。

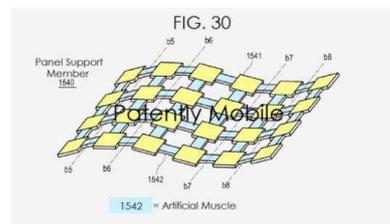
Sammobileは、米国特許商標庁の出願発表内容（米国特許20160195902）を引用、サムスンが2件のフレキシブルスマートフォンの特許を出願したことを明らかにした。

第一の特許出願技術は、端末機を曲げられるようにする人工筋肉（artificial muscle）であって、電圧通過の際にどんな形状でも変形可能なようにする内部コントローラを示す。図は、人工筋肉と連結されたフレキシブルディスプレイパネル及びフレキシブルイメージ処理用ボードに電圧を加えて、変形するスマートフォンの事例を示す。



〈サムスンのフレキシブルスマートフォンは、チューブのように巻くことができる。サムスンが特許出願した人工筋肉を使用したフレキシブルスマートフォンの形状〉

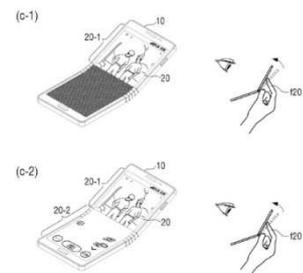
サムスンは、ここに使用される互いに連結された小さな彫刻板のマトリックス状の人工筋肉の形状も詳しく紹介している。



〈サムスンは、特許出願書で、このフレキシブルスマートフォン用人工筋肉が互いに連結された小さな板が連結されたマトリックス状であると説明している。イメージ処理ボードのコントローラからの電圧を受けて変形する〉

端末機が外部の力により曲げられると、イメージ処理ボードにあるコントローラを通じて電圧を受け、これによって、人工筋肉は折られた状態を維持することになる。

第二の特許出願技術は、上と下の部分に分離されており、二つの部分が半分に分断される端末機のディスプレイパネルを示す。



〈第二の特許出願の内容は、上と下の部分に分けられた端末機に関するものである。上の部分はディス

プレイパネルを、下の部分はコントローラのアイコンを有している>

特許出願の内容だけで、近いうちに製品が市場に出ると見ることは難しい。しかし、サムスンがこの分野に非常に力を入れていることを予測することができる。サムスンは、数年間持続的にフレキシブルフォンと折りたたみスマートフォン、及びタブレットに関する特許を出願してきた。

ETRI、転送遅延を減らした5G技術の試演に成功

韓国の研究陣が現在の4世代（4G）移動通信で0.02秒以上かかったサービス遅延を0.002秒まで減らした5G移動通信中核技術の開発に成功した。

人間が視聴覚を通じて物を認知する速度が略0.05秒であることを勘案すると、最大25倍早いわけだ。これによって、処理速度が重要な自律走行自動車や遠隔医療等に活用されることが予想される。

特に、低遅延技術を含む5G移動通信技術は、現在の3GPPにより今年から標準化が本格的に行われており、韓国が5Gの低遅延技術をリードするための有利な位置に立ったと見ることができる。

倒立振り子（Inverted Pendulum）は、重心が上端にある逆様になった錘を動かしてバランスを取る装置であって、錘の位置に応じた動作制御が、遅延なくリアルタイムで行われなければならない。今回の試演では、倒立振り子の動作制御部における基地局後端の応用サーバに位置させることによって、倒立振り子を遠隔制御する形態からなっている。

また、移動通信網での「サービス遅延」は、スマートフォンのような端末機から通信のために送ったデータが基地局とサーバを経て再度端末機まで戻ってくるのにかかる時間を意味する。

5G時代では瞬間的に変化する状況に合わせて、機器が迅速に動作しなければならないので、通信の反応速度もまた非常に速くなければならない。超低遅延時代に入らなければならない理由である。

今回ETRIが開発に成功した5G低遅延移動通信技術

の中核は、端末から基地局までの無線区間にデータを送ることができる周期を既存の4G方式に対して7分の1まで短縮させ、データを転送する技術である。

また、既存の4G用端末と5G用端末を同時に收容し、受信データの認識時間の最小化、制御信号と参照信号を最適に配置する技術等が中核である。

国際電気通信連合の無線通信部門であるITU-Rの基準を満たし、応用サーバを基地局と直ぐに連結することができるモバイルエッジクラウド（Mobile Edge Cloud）の概念を適用し、サービス遅延を0.002秒内外に短縮させたというのがETRI側の説明である。今後、この技術はスマートフォンのような端末内の通信モデムチップと基地局内のチップやSWの形態で適用される。

ETRIは共同研究を通じ、SKテレコムと共に技術要求事項の定義、中核技術の開発及び国際標準化を行い、Nesslab、Mobian等と低遅延技術のテストベッドを開発した。また、これらの関連技術について2014年から国内外で50件余りの特許を出願し、10編余りの論文と国際標準化推進のために国際標準化機構である3GPPに10編余りの寄稿文も提案した。

研究責任者であるETRIギガ通信研究本部のチョン・ヒョンギョ本部長は、「この技術は、5Gの中核技術であって、移動通信網を通じて極めて短い転送遅延を要求する新たな応用サービス及びビジネスモデルの発掘を可能にする」と述べた。

共同研究機関であるSKテレコムのパク・チンヒョネットワーク技術院長も、「ETRIと開発した5G低遅延移動通信技術のようなネットワークの革新を通じ、顧客に差別化された5Gサービスによる経験の革新をもたらすことを期待する」と述べた。

◆ロボット制御・自律走行自動車・遠隔医療等への活用を期待

多様な分野の活用も期待される。

仮に前を走っている車が事故を起こした場合、後続車にこれを直ぐに伝達する必要がある車両間衝突防止システム（V2X）に適用できる。また、手術中に患者の状態把握や手術装備のリアルタイムの制御が必要な遠隔診療システム等のように人の生命と直結

するサービスにも、低遅延技術は必須である。

この他に、スマートファクトリ、ドローン制御、リアルタイムの遠隔ロボット精密制御、拡張現実等でも低遅延技術は有用に使われることが予想される。

特に、人間の感覚のうち、最も早く認知できる触覚敏感度水準（0.001秒）の遅延時間が要求されるタッチインターネット（Tactile Internet）のサービスも可能となることが予想される。

一方、この技術は、未来創造科学部と情報通信技術振興センター（IITP）の「超連結スマートサービスのための5G移動通信中核技術開発」の課題の一環として開発された。

化学・金属・生命工学

「カローミン錠」、特許侵害訴訟で敗訴

韓国ユナイテッド製薬が改良新薬「カローミン錠（ウムカミン錠のジェネリック）」の特許権が侵害されているとして提起した特許侵害差止訴訟で敗訴した。これによって、急性気管支炎治療剤「ウムカミン錠」の市場も変化が生じると思われる。

韓国ユナイテッド製薬は、昨年7月に韓国コルマーのPellium錠等13社の製品が改良新薬「カローミン錠」の組成物特許を侵害したとして特許侵害差止訴訟を提起した。急性気管支炎治療剤「カローミン錠」は、HANHWA製薬のウムカミン錠のジェネリック医薬品であって、2015年2月に組成物特許が登録された状態である。

これに対し、ソウル中央地方法院は、主成分のみ同一であるだけで、構成成分は同一ではないという理由で棄却した。

ソウル中央地方法院は6月24日の判決で、韓国ユナイテッド製薬が提起した「カローミン錠」の構成成分のうち、主成分のみ同一であり、被告製品の他の構成

成分が原告製品の特許の構成成分を含んでおらず、特許権を侵害しないと判示した。また、原告の特許発明はペラゴニウム・シドイデスとケイ酸カルシウムを含んでいることが特徴であるが、被告の製品はケイ酸カルシウムが含まれておらず、二つの製品の構成要素が異なると説明した。

さらに、原告製品のペラゴニウム・シドイデスにケイ酸カルシウムを特定の重量比で混合して錠剤を製造する方法についても、被告製品は原告の製造方法と異なる原理で製造されているため、特許を侵害しないと判決した。

従って、訴訟の結果を見守り、積極的な営業活動を行っていなかった製薬会社も、営業活動に力を入れるものと思われる。

ある製薬会社の関係者は、「訴訟のため積極的に営業ができなかったことは事実である」とし、「まだ具体的な計画は立っていないが、近いうちに営業をかけるつもりである」と述べた。また別の製薬会社の関係者も、「特許訴訟中であるため拡大し難い部分があった」とし、「攻撃的にマーケティングを準備しており、他の製薬会社もそうだと思う」と述べた。韓国ユナイテッド製薬が訴を提起した製薬会社は、GUJU製薬、国際薬品工業、DASAN MEDICHEM、東国製薬、名門製薬、三天堂製薬、新豊製薬、INISTBIO製薬、第一薬品、PHARMAKING、韓国コルマー、韓国PRIME製薬、韓国HUTECS製薬の13社である。

韓国ユナイテッド製薬は、敗訴した「カローミン錠」の特許侵害差止訴訟に対する控訴要否を検討している。

DAEWOONG製薬、胃腸薬「Albis D」の特許を巡って中小製薬会社と紛争

胃腸薬「Albis D」の特許満了以降、ジェネリックの攻撃に見舞われているDAEWOONG製薬が、後続製品「Albis D」の特許権を巡って中小製薬会社と紛争を繰り広げている。

DAEWOONG製薬はAlbisの特許が終了するやいなや、容量を二倍増やしたAlbis Dで特許を出し、これに基

づいて訴訟も提起したが、最近、中小製薬会社がこれに反発して集団対応に入り、窮地に追い込まれている状況である。また、最近、KYONGB0製薬、KYUNG DONG製薬、三天堂製薬、WITHUS製薬、韓国MCNULTY、韓国UNION製薬の中小製薬会社の6社は、「Albis D」のジェネリックに対する権利範囲確認審判を請求した。1月にDAEWOONG製薬がAlbis Dを守るために申請した「Albis Dの製造方法の特許」を認めることができないというものである。1月にAHNGOOK薬品を「Albis D」の特許侵害の疑いで提訴したDAEWOONG製薬が、今回はジェネリックメーカーから反撃を受けたわけだ。

DAEWOONG製薬は、1993年に胃腸薬Albisを開発後、特許を受けた。Albisは、酸の分泌を抑制する「ラニチジン」、ヘリコバクター・ピロリを抑制する「ビスマス」、粘膜保護作用をする「スクラルファート」の三つの成分で構成された開発新薬である。Albisは2014年に新たに許可を受けた高容量の製品であるAlbis Dを含み、処方額が600億ウォンを超えており、Albis Dもまた、発売2年で年間販売額88億ウォンを超えている。

Albisは2014年に特許満了となり、韓国の製薬会社58社がジェネリックの製品を発売した。

DAEWOONG製薬は、2014年に発売した高容量のAlbis Dの特許防御のために、1月に「胃腸疾患治療用医薬組成物」という後続特許を出した。Albisの構成成分のうち、スクラルファートとビスマスの原料粒子のサイズがDAEWOONG製薬の固有技術に該当するという内

容で、「粒度特許」と呼ばれる。

これに対し、Albis Dのジェネリックを準備していた中小製薬会社の6社が粒度特許を認めることができないとして権利範囲確認審判を請求した。

DAEWOONG製薬は、既に1月にAHNGOOK薬品がAlbis Dのジェネリック「Gasporin F」を発売するやいなや、「粒度特許」を侵害したとして特許侵害訴訟を提起していた。AHNGOOK薬品もまた、Albis Dの新たな組成物特許に無効審判を請求した。

製薬業界では、DAEWOONG製薬がジェネリックメーカーとの特許訴訟で勝訴する可能性が高くないと見ている。既にDAEWOONG製薬はAlbisの組成物特許が2019年6月21日まで有効であるとし、特許侵害仮処分の訴訟を提起したが、今年1月25日に法院はジェネリックメーカーに軍配を上げた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータプログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr